

令和 8 年度
事業計画書

自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 9 年 3 月 3 1 日

社会福祉法人 横手福寿会
〒019-0703 秋田県横手市増田町吉野字梨木塚100-1

< 目 次 >

1. 社会福祉法人横手福寿会 基本理念	1
2. 法人運営方針	2
3. 法人組織図	3
4. 介護老人保健施設 りんごの里 福寿園	
・各部門実施計画	4～11
・各種委員会活動方針	12～17
・給食・栄養に対する計画	18
・年間行事計画	19
・年間防災計画	20
・事業計画一覧表	21
5. グループホーム ひだまりの家	
・実施計画	22
・年間防災計画	23
6. グループホーム ひなたの家	
・実施計画・各種委員会の活動方針	24～26
・年間行事計画	27
・年間防災計画	28
・事業計画一覧表	29
7. ショートステイ ラ・ボア・ラクテ	
・実施計画・各種委員会の活動方針	30～35
・給食・栄養に対する計画	36
・年間行事計画	37
・年間防災計画	38
・事業計画一覧表	39
8. りんごの里福寿園居宅介護支援センター	
・実施計画の活動方針	40
・事業計画一覧表	41
9. りんごの里くらしのサポートセンター	42

1. 社会福祉法人 横手福寿会 基本理念

地域と共に歩み、地域の福祉を担います。

私たちは地域の社会福祉の担い手として、共に暮らしている隣人たちと考え、創り、社会福祉活動を推進していきます。また社会福祉法人としてのあるべき姿を追求し、地域に必要とされる法人を目指します。

- ①当法人は、人間としての尊厳と社会連帯の思想を基本理念とし、公平・公正な法人運営に努めます。
- ②当法人は、常に健全かつ活力ある経営に努めるとともに、民間社会福祉事業としての先駆性・独自性を発揮し、社会の期待に応えます。
- ③当法人は、広く法人・施設の機能を挙げて、地域福祉の充実発展に寄与します。
- ④当法人は、職員の資質の向上を図るとともに勤務条件の改善に努めます。
- ⑤当法人は、相互の親睦・交流を深めるとともに、切磋琢磨を怠らず、進んで研修・研究に努め、社会の発展に応じた広い視野をもって経営にあたります。

2. 令和8年度 社会福祉法人横手福寿会 運営方針

令和7年度は、介護報酬改定後の運営体制を維持しながら、介護老人保健施設における「在宅強化型」の継続、各種加算の適正算定、介護職員処遇改善加算の運用などに取り組み、安定した事業運営に努めてきました。一方で、福祉・介護業界全体として、人材不足の深刻化、物価・光熱費等の高騰、利用者ニーズの多様化と重度化など、事業運営を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。当法人においても、新卒介護職員の確保が困難な状況が続く中、定年後再雇用職員や既存職員の協力により、事業継続を図ってきたのが実情です。このような状況を踏まえ、令和8年度は介護報酬改定が前倒しで実施されることを見据え、制度改正への的確な対応と、将来を見据えた持続可能な法人運営を目指す年度と位置付け、以下の方針に基づき事業を推進します。

1. 介護報酬改定を見据えた安定的な事業運営

(1) 制度改正への的確な対応

- ・介護報酬改定の内容を早期に把握し、各事業所における体制整備および算定要件への対応を進めます。
- ・サービスの質向上と業務の実態に即した算定を行います。

(2) 事業所運営体制の維持・見直し

- ・人員配置、業務分担、運営体制について定期的な検証を行い、無理のない持続可能な体制構築に努めます。
- ・経営環境の変化を踏まえ、事業ごとの収支状況を意識した運営を行います。

(3) 感染症および災害への備え

- ・感染症対策を引き続き継続するとともに、BCP（業務継続計画）に基づいた訓練・見直しを行い、非常時にもサービスを継続できる体制を整えます。

2. 人材確保と働き続けられる職場づくり

(1) 人材確保に向けた取り組み

- ・新卒採用に加え、未経験者、子育て世代、定年後再雇用職員など、多様な人材の受け入れを進めます。
- ・紹介会社への依存を抑え、ハローワークや教育機関、地域との連携を強化します。

(2) 業務効率化と ICT 活用

- ・ICTの導入や業務改善を進め、職員の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
- ・記録や情報共有の効率化により、利用者対応に注力できる環境を整えます。

3. これからの福祉ニーズを見据えた地域との関わり

(1) 地域高齢者支援の継続と深化

- ・「高齢者くらしのサポートセンター」の取り組みを継続し、一人暮らし高齢者や高齢者世帯への支援を行います。
- ・地域の実情を踏まえ、小規模であっても実効性のある支援を積み重ねます。

(2) 地域に開かれた法人運営

- ・介護予防、健康づくり、相談支援等を通じて、地域に信頼される法人運営を目指します。
- ・関係機関との連携を強化し、地域包括ケアシステムの一翼を担う役割を果たします。

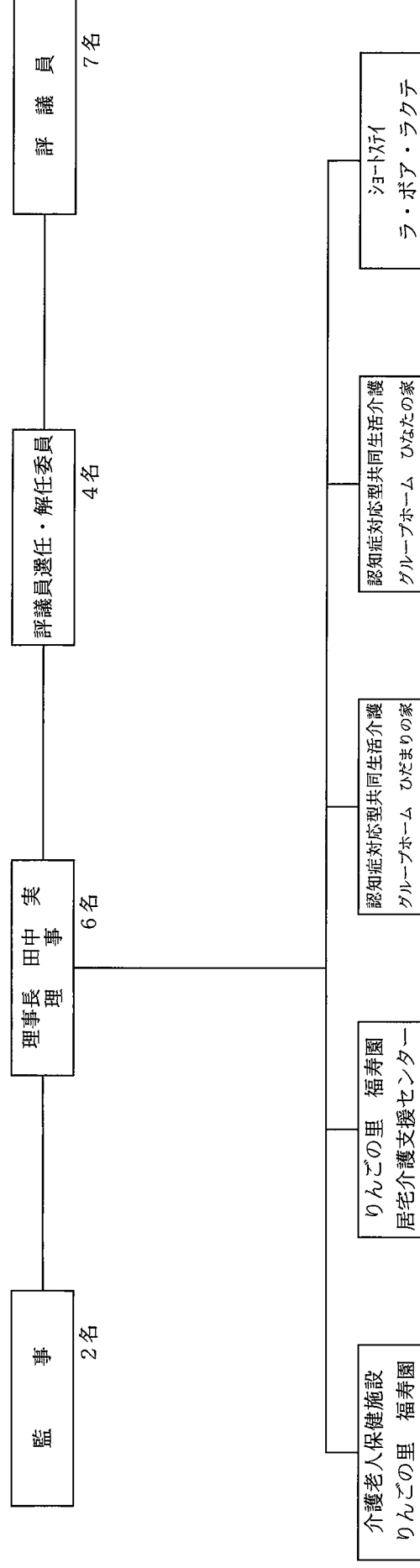
4. 持続可能な法人経営に向けて

- ・将来を見据えた中長期的な視点での人材確保、事業運営、財務管理を意識した経営を行います。
- ・「無理なく続けられる福祉」を念頭に、職員と共に法人のあり方を考え、改善を重ねていきます。

令和8年度は、介護報酬改定を契機とし、制度への対応にとどまらず、これからの福祉業界に求められる役割を見据えた運営を進めていきます。利用者、地域、職員のいずれにとっても安心できる法人を目指し、持続可能な事業運営に取り組んでまいります。

3. 《 社会福祉法人 横手福寿会 組織図 》

令和 8年 4月 1 日付



4. 介護老人保健施設 りんごの里 福寿園

〈各部門実施計画〉

「看護課部門」

1. 利用者様の疾患や状態を把握し、個々に合わせて統一した対応が出来るよう業務内容を構築する。
 - ・ 個々の状態把握と対応を統一できる体制
 - ・ 業務手順を明確にし、利用者様の安全を第一とした対応ができる体制
 - ・ 体調異常時の早期の対応と緊急時の迅速な対応と、それを実施できるよう対応フローの見直し
2. 感染対策の強化と安全管理の徹底
感染症対策の徹底
職員・利用者様の健康管理を強化し、感染症の持ち込みを防ぐ。
施設内での感染拡大を防ぐためのシミュレーション訓練を定期的に実施する。
医療・介護事故防止のための取り組み
ヒヤリハット報告の活用を促進し、リスク管理を強化する。

「介護課部門」

1. 利用者様への適切な対応（接遇面）の向上
 - ①利用者様の尊厳を守り、心地よい対応を徹底する
言葉遣いや態度を見直し、利用者様に安心感を与えられる接遇を徹底する。
「傾聴」の意識を持ち、利用者様の思いを尊重した対応を心がける。
利用者様の目線に立ち、寄り添うケアを実践することで、信頼関係を深める。
 - ②接遇向上のための研修・学習の実施
全職員を対象に、接遇マナー研修を定期的に実施する。
介護技術だけでなく、「心のこもった対応」ができるよう、事例を交えた学習を行う。
他施設の事例も取り入れながら、より良い接遇のあり方について考える機会を設ける。
2. 職員の負担軽減と働きやすい環境づくり
 - ①業務の効率化・分担の見直し
ICTの活用を検討し、記録業務や情報共有の負担を軽減する。
定期的な業務フローの見直しを行い、無駄な作業を削減する。
 - ②職員のメンタルケアと定着率向上
定期的な職員面談を実施し、意欲の向上、働きやすい環境につなげる。負担がかかりすぎ

ている業務の洗い出しと改善を行う。

希望する職員には定期的なリフレッシュ休暇を推奨し、ワークライフバランスを整える。

各フロアの負担状況を分析し、人員配置の適正化を図る。

3. 感染対策の強化と安全管理の徹底

①感染予防の徹底

最新の感染症対策ガイドラインを基に、全職員への定期研修を実施する。

施設内への感染症持ち込みを防ぐため、来訪者や職員の健康管理を強化する。

予防対策（手洗い・消毒・換気）の実施状況を定期的にチェックし、改善点を洗い出す。

②施設内での感染拡大防止策の強化

感染症発生時の対応マニュアルを見直し、より迅速かつ的確な対応ができる体制を整える。

各フロアの清掃・消毒の頻度を見直し、感染リスクを最小限に抑える。

職員・利用者様の体調変化を早期に察知し、速やかに対応できる仕組みを作る。

③定期的に実践形式のBCP感染対策訓練を実施し、感染拡大を防止していく。

「リハビリ課部門」

1. 入所・短期入所

①個別リハビリテーションの実施

- ・入所利用者様には週3回以上実施し能力向上・残存能力の維持を図る。
- ・短期入所者様には要望に応じた回数を実施し自宅生活を続けられるよう支援する。
- ・短期集中リハビリテーション加算を算定し、早期の在宅復帰を目指す。
- ・各専門職の特性を活かし、利用者様を多角的にとらえ方針・プログラムを決定する。

②生活リハビリテーションを立案

- ・利用者様の残存能力を活かした援助により自尊心を支え、自信に繋げる。
- ・新規入所者様には能力評価を早期に行い、介護職員へ申し送る。
- ・利用者様の状態変化に素早く対応できるよう、介護課と連携を図る。

③集団リハビリテーション（クラブ活動）の企画・運営

- ・利用者様の自主性・自信・意欲に繋がれるよう、ニーズや残存能力に合った活動を提供する。
- ・安全、感染予防対策に配慮した活動を提供する。

④食事支援

- ・嚥下機能、認知機能の評価に基づき、個々にあった食形態、介助方法を提案する。
- ・看護、介護、栄養、口腔衛生課と連携し、安全に口から食べることを続けられるよう支援する。

⑤環境調整

- ・ 自宅と施設の環境の差を少なくし、生活動作が維持されるように努める。
- ・ 心身機能に合ったベッド周辺環境の整備、歩行補助具の選定を行う。
- ・ 安全な食事摂取、褥瘡・拘縮予防のためにポジショニングを提案する。

2. 通所リハビリテーション

①リハビリテーションマネジメントの実施

- ・ 明確な目標設定のもと身体・精神・認知機能、日常生活動作等にバランス良くアプローチする。
- ・ 自己トレーニングの指導や場所、課題の提供により自ら健康になろうとする気持ちを支援する。
- ・ 要支援区分の利用者様に対し、3 ヶ月に 1 回のリハビリテーション会議を継続する。
- ・ 要介護区分の利用者様に対し、リハビリテーションマネジメント加算の算定を目指し、リハビリテーション会議実施のための環境調整を行う。

②短期集中個別リハビリテーション加算の算定を増やせるよう、相談員、ケアマネジャーと連携を図る。

3. ショートステイ ラ・ボア・ラクテでのリハビリ業務（週 2 回訪問）

①個別リハビリテーションの実施

- ・ 在宅復帰や介護老人保健施設入所を希望、施設内 ADL の向上が見込める利用者様に対し実施する。
- ・ リハビリテーションの継続性が保たれるよう、担当者への申し送り・フィードバックを行う。

②生活リハビリメニューの提供と実施状況の確認

- ・ 利用者様の状態に応じて、「スタッフに提供してもらいリハビリ」から「利用者様自身が自分の為に行うリハビリ」に移行していけるよう支援する。

③介護職員への助言

- ・ ケアサポート課と連携し、利用者様の心身機能や動作能力の変化に応じた評価を行い、個々の能力に合った自助具、介助方法、環境を提案する。

4. 職場環境の整備

①各部門（入所・通所）の業務を互いに理解し、積極的に協力・意見を出し合える環境を作る。

②体調不良による長期休業を防ぐため、体調に変化を感じた時に相談しやすい・気づきやすい雰囲気作りに努め、早めに対処する。

③感染症の発生防止に努め、発生時には蔓延防止とサービス提供を両立できる体制を作る。

④研修に参加し、知識・技能の伝達を行うことで職員個々のレベルアップを図る。

⑤後進育成のため実習生を受け入れる。対象職員全員の実習指導者資格取得を目指す。

「介護計画課部門」

1. 在宅強化型の維持及び在宅復帰支援の継続

- ・安定的に加算算定できる取り組み。在宅復帰・在宅療養支援機能に対する10項目評価で指標点数の加点を目指す。
- ・入退所前訪問指導の確実な実施と、介護度4.5入所利用者の割合増、痰吸引、経管栄養実施者の増加により指標点数の加点を目指す。
- ・月々の状況（退所状況、在宅復帰者数）に応じた臨機応変な対応。季節に応じて、入所、短期利用者の割合調整を行い、ベッド回転率、在宅復帰率のいずれかで安定的な指標指数が獲得できるようにしていく。
- ・中間施設として自宅生活を想定した支援の提案や他入居施設の紹介など、ご本人、ご家族が安心感を得られる支援を行う。
- ・訪問指導による在宅状況の確認を行い、施設入所中の効果的なサービス実施に繋げる。また、多職種による定期カンファレンスにより支援の方向性を情報共有し、ご利用者様個々の目標達成に向けた支援を継続できるようにしていく。
- ・各関係機関（居宅介護支援事業所、サービス事業所、主治医など）との連携を図り、期間入所終了後にスムーズに次サービスが提供できるように支援していく。

2. 稼働率の維持

- ①年間で入所平算88～91%、短期入所6～8%で合算平算97%以上の稼働を目標とする。
 - ・申し込みから面談の連絡調整、書類作成依頼等を速やかに行う。居宅支援事業者、SW、退院支援専従看護師との情報共有を密にし、空床期間の減少に努めていく。
- ②地域性（農業繁忙期）や季節に合わせた短期入所療養介護ベッド数の調整。
 - ・リハビリや介護疲れによるレスパイト目的、医療頻度の高い方など幅広いニーズに対応できるように調整していく。緊急利用や延長など臨機応変に対応できるようにしていき、入所ご利用者様の急な退所に伴う、稼働低下を最小限に防げるようにしたい。

3. 多職種との連携

業務及びタブレット端末、電子記録も活用し多職種間での情報収集・共有に努める。

4. 支援相談員としてのスキル向上

介護支援専門員法定研修に加え、地域開催、職域を越えた幅広い外部研修に参加し、自己研鑽に努める。

5. ケアマネジメント業務

ご利用者様及びご家族のニーズを適切に捉え、ご利用者が有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営むことが出来るように支援する。

6. 相談援助

ご利用者、ご家族のみならず、各関係機関等からの総合相談に迅速丁寧に対応する。

「通所リハビリテーション部門」

1. 利用者様の自立を目指し、生きがいのある活き活きとした生活を送れるように支援する。
 - ①生活の中で、能力を活かして過ごして頂けるようリハビリ課との連携を密にして支援していく
 - ②他施設にない特色を出し、個々の目標や希望に合わせて対応する
 - ③余暇活動等を充実させる
 - ⑤自己選択・自己決定を尊重したケアの実施
2. 利用者様並びにご家族の満足と達成感を得られる、質の高いサービスを提供する。
 - ①知識・技術・接遇等の外部研修会への積極的な参加、課内学習会の定期開催などにより、職員教育の強化を図る
 - ②サービス業に従事しているという認識を徹底し、プロとしての役割を理解する
 - ③職員の質、介護サービスの質、施設の質を向上する様、自己研鑽に努める
 - ④利用者様のプライバシーを守る
 - ⑤利用者様の人権を尊重し、かつ親近感を持っていただけるように礼儀正しさをもって接する
 - ⑥利用者様の希望や考えを代弁し家族や関係事業所等へ適切に発信する
3. 安全・安心に利用していただける環境作りに努める。
 - ①安全を第一とした丁寧な送迎を心掛け、事故等起きないように努める
 - ②施設内での安全管理を徹底し、転倒事故等の防止に努める
 - ③利用者様、ご家族様への報告・連絡の徹底
 - ④基本的な感染対策を徹底し、感染症の持ち込みを予防・防止する
 - ⑤職員間の連携、協力を密にして利用者様と共に楽しく過ごしやすい雰囲気作りを実現する
4. 職員が働きやすい環境を整備する事による離職防止と有能な人材育成に取り組む。
 - ①業務の見直しによって職員の事務作業負担を軽減する
 - ②新人職員へのオリエンテーションに対する適切なフィードバックを実施する
 - ③知識・技術・接遇等の外部研修会への積極的な参加、課内学習会の定期開催などにより、

職員教育の強化を図る

④定期的な個人面談を実施する

⑤業務や接遇などの評価を定期的に行い、職員同士注意し合える環境作りに努める

「口腔衛生課部門」

1. 入所サービス

①口腔衛生管理加算の実施

②口腔連携強化加算（希望者）の実施

③口腔維持加算の実施（他部署との連携を図る）

④口腔ケア用品の管理

⑤口腔ケアの意識向上や技術向上のための職員への助言を行う

2. 通所リハビリテーション

①口腔機能向上加算を実施する

②利用者様への口腔衛生指導を実施する

③口腔ケアの意識向上や技術向上のための職員への助言を行う

④新規利用者様へのアセスメントを実施し、口腔内の状態把握と職員、ケアマネージャーへの情報提供をする

3. グループホーム

①口腔衛生管理体制加算の実施（月1回訪問）

②口腔ケアの意識向上や技術向上のための職員への助言を行う

4. ショートステイ ラ・ボア・ラクテ

①月1回訪問

②利用者様への口腔衛生指導を実施する

③口腔ケアの意識向上や技術向上のための職員への助言を行う

④口腔連携強化加算への助言、必要時に対応する

5. 関係医療機関との連携を図る

①歯科往診の準備と対応をする

②状態異常時等の適切な連絡を密にする

6. その他

①歯科衛生士のスキルアップのため各種研修会への参加

「施設管理部門」

年間を通じて施設利用者の方々に安心かつ安全に過ごして頂ける様な環境作りを支える。

1. 施設経費の状況を把握する。

- ①水道の毎日の使用量計測と、1ヶ月の集計を実施する。
- ②水道、各種電気、燃料の使用量及び金額の前年対比とその分析を継続する。

2. 車輛関係

- ①効率よりも安全を基本とし、人身・物損事故のゼロを目指す。
- ②定期的な点検を行い、大きな故障等が起きないように管理していく。
- ③施設車輛の更新時期、夏・冬タイヤ等について長期的に考えて運用していく。

3. 環境整備関係

- ①施設内外の清掃に努め、消毒等感染予防に努める。
- ②車椅子等の点検、修繕を定期的実施する。

4. その他

- ①水道、電気等各種工事の際は、最低でもインフラ面では利用者様に不便をお掛けしない様に作業を進める。

「事務管理課部門」

1. 職場の環境づくり

- ①各課・各事業所とのコミュニケーションを円滑に図り、働きやすい環境をつくる。
- ②職員満足と顧客満足の追求を同時並行して取り組み、業務の効果性と効率性を追求し全職員のモチベーションを高める為の環境づくりを心掛ける。
- ③出来る範囲での各現場をフォローする姿勢を心掛ける。

2. 事務業務の共有化と標準化を図る。

- ①課内全職員が業務内容を共有し、標準化を図る。
- ②介護保険法、会計基準など各種制度・法律等の理解を深める。
- ③常に新しい情報に目を向け、社会情勢等必要な知識を得る。
- ④数字を扱う業務であるため、ミスのないようチェック体制を確立していく。
- ⑤新型コロナウイルス対策用備品や各種消耗品等は在庫状況を管理し、在庫切れや過剰な購入を防ぐ。

3. 積極的な広報活動及び人材確保など

- ①各種学校訪問へ行くなど人材確保に向けた活動を実施する。
- ②秋田県介護サービス事業所認証評価の認定取得に向けた取り組みを進める。

〈各種委員会活動方針〉

「行事委員会」

1. 利用者様一人ひとりが参加しやすい行事の企画・運営
身体的・認知的状況に応じた行事のバリエーションを増やし、誰もが楽しめる機会を提供する。 少人数で楽しめる行事も取り入れ、個別対応を充実させる。
2. 利用者様の意向を取り入れた行事企画
定期的に利用者様の声を聞き、希望や関心を反映した行事を実施する。
行事後の振り返りを行い、次の改善に活かす。
3. 安全管理の徹底と柔軟な対応
感染症対策を継続しつつ、安全に楽しめる行事を考案する。
急な変更にも対応できるよう、複数の実施プランを用意する。

「給食改善検討委員会」

1. 利用者様の満足度向上を目指した食事提供の充実
昔ながらの味や旬の食材を活かしたメニューを強化し、食の楽しさを提供する。
行事食や郷土料理の導入を増やし、食を通じて季節感や文化を感じられる工夫を行う。
多職種連携を強化し、個別対応をより充実させる
2. 各専門職が利用者様の状態変化を把握し、適切な食事形態・食器の選定を行う。
栄養ケアマネジメントとの連携をさらに深め、より細やかな栄養管理を実施する。
利用者様の意向をより反映した食事改善の推進
3. 嗜好調査を定期的に実施し、利用者様の希望を献立に反映する仕組みを強化する。
利用者様からのフィードバックを集め、継続的な改善を図る。

「家庭介護者教室運営委員会」

1. 在宅介護者の負担軽減と情報提供の充実
家庭介護者教室の内容をより実践的なものにし、すぐに活用できる知識や技術を提供する。
介護者の精神的負担を軽減するための支援策を検討し、交流の場をより充実させる。
2. 家庭介護者教室の開催方法の柔軟化
オンラインや動画配信を活用し、参加しやすい形での開催を検討する。
参加者の希望に応じたテーマ設定を行い、多くの方が関心を持てる内容を提供する。
3. お便りの発行をより充実させ、情報発信力を強化
介護に関する最新情報や役立つコラムを盛り込み、より実用的な内容とする。
地域の介護支援機関とも連携し、より広範囲へ情報を届けられるようにする。

「環境・サービス向上委員会」

1. 施設環境の美化・快適性の向上

施設全体の衛生・清潔維持を強化し、快適な空間を提供する。

消臭剤の交換頻度や種類を見直し、より効果的な消臭対策を実施する。

各部署に重点清掃エリアを設定し、計画的に清掃活動を行う。

職員下駄箱清掃に加え、共用スペースの整理整頓を定期的に実施する。

2. 利用者様が安心して過ごせる介護環境の整備

利用者様の視点に立った環境づくりを推進する。

ご家族や利用者様からのフィードバックを積極的に取り入れ、施設内の環境改善を図る。

居室・共有スペースのレイアウトや備品の配置を見直し、安全で快適な空間づくりを行う。

3. 職員の接遇マナー向上とサービス品質の強化

職員一人ひとりがサービス向上を意識し、より良い介護環境を提供できるよう支援する。

接遇マナー向上のため、実践型の研修を実施する（難しい場合はオンライン研修や資料配布）。

職員向けアンケートを定期的に実施し、職場環境の改善に努める。

「褥瘡対策委員会」

1. 褥瘡予防の強化と継続的なケアの実施

リスク評価の精度を高め、より早い段階での予防策を講じる。

褥瘡計画書の精度向上を図り、定期的な見直しと改善を行う。

利用者様一人ひとりの状態に応じたリスク評価を定期的に実施し、予防ケアを強化する。

2. 福祉用具の適正な活用と定期的な管理

褥瘡予防に適した福祉用具の活用を推進し、効果的なケアを実施する。

体圧分散マットやクッションの使用状況を定期的に確認し、必要に応じて適切な用具を選定・交換する。

3. 職員のスキル向上とケアの標準化

適切な体位変換・ポジショニングの実践を徹底し、褥瘡発生を防ぐ。

体位変換・ポジショニング技術の習得を目的とした実技研修を定期的に実施する。

介護職員間でケアの統一を図り、標準化された褥瘡予防ケアを実施する。

4. 情報共有とチーム連携の強化

多職種連携を深め、褥瘡予防に関する情報共有を充実させる。

定期的な委員会開催を継続し、現場の課題や改善点を共有する場を設ける。

学習会やテキストを活用し、最新の褥瘡ケアに関する知識を全職員に浸透させる。

「感染対策委員会」

1. 感染症予防対策の強化と継続的な改善

施設内での感染リスクを最小限に抑え、利用者様と職員の安全を確保する。

委員会の定期開催を継続し、感染対策の実施状況を振り返り、必要な改善策を講じる。

季節ごとの感染リスク（インフルエンザ、新型コロナ、感染性胃腸炎など）に応じた対策を強化し、迅速に情報を共有する。

2. 職員の感染対策スキル向上と意識の強化

感染対策の知識を継続的に学び、適切な対応を徹底する。

定期的な学習会（年2回）を継続し、より実践的な内容を取り入れる。

3. 各フロアに感染対策備品の配置を最適化し、スムーズな対応を可能にする。

「高齢者虐待防止委員会・身体拘束廃止委員会」

1. 身体拘束ゼロへの継続的な取り組みと職員意識の向上

施設全体で身体拘束ゼロを目指し、利用者様の尊厳を守るケアを推進する。

緊急時の身体拘束に関するカンファレンスを継続し、代替手段の検討を強化する。

2. 不適切なケアの早期発見と改善の促進

虐待につながるリスクを減らし、職員一人ひとりが利用者様の立場で考えられる環境をつくる。

全職員を対象にした意識調査を継続し、結果を基に研修や学習会を実施する。

3. 身体拘束廃止に向けた代替策の導入と実践

身体拘束を防ぐための具体的な代替策を実践し、職員が適切なケアを提供できるよう支援する。

福祉用具や環境整備を通じて、拘束に頼らない安全なケアの実現を目指す。

身体拘束に使用している用具の点検・更新を継続し、拘束廃止に向けたステップを進める。

4. 情報共有と職員教育の強化

虐待防止と身体拘束ゼロに向けた取り組みを全職員に浸透させる。

事例検討を行い、不適切ケアの具体例を共有しながら意識改革を進める。

虐待防止のための学習会を開催し、全職員が適切な対応を実践できるようにする。

「事故発生防止委員会」

1. 介護・医療事故の防止とリスク管理の強化

事故の未然防止に向けた仕組みを強化し、安全で安心できる施設環境を整える。

定期的な会議（月1回）を継続し、事故・ヒヤリハット事例の共有と再発防止策の検討評価を行う。

必要に応じて臨時会議を開催し、迅速な対応を実施する。

ショートステイ・通所利用者に対するリスクカンファレンスを強化し、事故発生リスク

の共有を徹底する。

2. 事故防止のための職員教育の充実

職員の危険予測能力を向上させ、安全なケアを実践できるよう支援する。

事故防止に関する研修を定期的実施し、実践的な演習を取り入れる（年2回以上）。

新人研修の一環として、事故発生リスクに関する研修を組み込み、早期から安全意識を定着させる。

他施設の事例を活用し、実践的な学びを深める。

3. 施設環境と機器の安全管理の徹底

安全な住環境を整備し、事故リスクを低減する。

介護機器の定期点検を実施し、安全性を確保する。

新規利用者のリスクアセスメントを強化し、入所後の短期間でリスクを見直し・周知を徹底する。

ヒヤリハット報告の重要性を職員に周知し、記入を促す。

4. 紛争対応チームの組織化と迅速対応の強化

トラブル発生時の適切な対応を行い、利用者・ご家族の信頼を確保する。

紛争発生時の対応を迅速化し、状況把握・情報収集・対応方法の決定を円滑に行う。

家族対応の強化を図り、早期解決に向けた話し合いの場を設ける。

「安全衛生委員会」

1. 労働災害防止に向けた職員の知識向上と安全対策の強化

職員の安全意識を高め、労働災害のリスクを最小限に抑える。

労働災害防止に関する学習会・講習会の開催（年2回以上）。

他施設の労働災害事例を共有し、実践的な対策を学ぶ機会を提供する。

各課での労働災害防止の取り組みを強化し、具体的な対策を実施する。

2. 腰痛予防対策の充実と実践強化

職員の負担軽減を図り、腰痛予防の実践を徹底する。

資料配布や学習会を継続し、腰痛予防に関する知識の定着を図る。

実技を交えた講習を実施し、持ち上げ動作や介助姿勢の改善を促す。

3. メンタルヘルスケアの推進と職員サポートの強化

メンタルヘルス対策を充実させ、職員が安心して働ける環境を整備する。

メンタルヘルスに関する資料配布・セミナーへの参加促進を継続する。

ストレスチェックやアンケートを活用し、職員の心理的負担を把握する。

必要に応じて個別相談の機会を設け、職員が気軽に相談できる環境を整える。

4. 安全衛生環境の点検と改善

施設内の安全管理を徹底し、労働災害の発生を防ぐ。

各部署の安全衛生状況の確認を定期的実施し、改善点を明確にする。

「防災委員会」

1. 非常災害時の対応力向上と実践的な訓練の実施

非常災害発生時の迅速な対応を確実にするため、職員の知識と技術を向上させる。
年2回の安否確認メール訓練の実施を継続し、対応速度や課題の改善を図る。
避難訓練の実施を徹底し、新規採用者向けの防災研修も強化する。
実際の災害を想定したシナリオ型訓練を導入し、実践的な対応力を向上させる。

2. 防災設備・物資管理の徹底と改善

定期点検を強化し、非常時に確実に機能する環境を整える。
非常用物品（食料・水・毛布・発電機等）の点検・補充を計画的に実施する。
消防設備の定期的な点検と使用手順の周知を徹底し、新規設備の導入を検討する。
避難経路の定期確認と動線の見直しを行い、安全な避難環境を確保する。

3. 防災意識の向上と職員の知識強化

学習会や情報提供を通じて、全職員の防災知識を向上させる。
学習会を年2回以上実施し、災害発生時の対応スキルを習得する機会を提供する。
防災に関する掲示物や情報提供を充実させ、職員の意識向上を図る。
他施設の防災対策事例を共有し、より効果的な防災対策を検討する。

4. 業務継続計画（BCP）の実践強化

災害時の業務継続を確保するため、BCPに基づいた具体的な訓練を実施する。
BCPに沿った災害訓練を実施し、緊急時の役割分担を明確化する。
電力・通信の途絶を想定した対応訓練を実施し、実効性を検証する。
地域の防災機関との連携を強化し、協力体制を構築する。

「経口摂取委員会」

1. 摂食嚥下障害のある入所者への経口支援の充実

入所者一人ひとりの状態に応じた適切な経口摂取支援を提供し、食事摂取を促進する。

2. 経口摂取に関するリスク共有の強化

定期的に多職種（医師、看護師、栄養士、リハビリスタッフ等）でのカンファレンスを実施し、各入所者の摂食嚥下リスクや支援内容を共有する。
支援内容について、定期的に見直し、最適な支援方法の改定を行う。

3. 経口摂取支援の個別化

各入所者の認知機能や嚥下機能に基づいた個別支援計画を作成し、食事の取り込みや安全な摂取方法の選定を行う。
食事の形態や食器の工夫を行い、摂取をサポートするための多角的なアプローチを強化する。

4. 摂食支援内容の決定と再検討

支援内容の柔軟な見直しと改善

定期的に支援内容を再検討し、入所者の状態に変化があれば、すぐに対応できる体制を整

える。

定期的なモニタリングと評価の実施

摂食後の反応や問題点を評価し、必要に応じて支援内容を再調整する。

支援後のフィードバックを基に、より効果的な支援方法を検討し、他職種と連携して実践的な対策を講じる。

5. 職員の教育と連携強化

全職員の摂食嚥下障害に対する理解を深める

定期的な研修や学習会を開催し基本的な知識を全職員に周知する。

「排泄改善委員会」

1. 排泄機能向上のための支援強化

入居者様の排泄機能向上に向けた支援を一層強化し、現場での実践を支援する。

毎月の排泄状況報告を徹底する。

各委員から排泄状況や問題点の報告を受け、改善策を即座に現場にフィードバックする。

報告内容をもとに改善案を提案し、現場での対策を強化する。

2. 在宅復帰者への排泄支援強化

在宅復帰者に向けて、排泄支援を個別に調整し、家族や本人の意向に応じた支援を提供する。

在宅復帰者の排泄状況を定期的に委員会で確認し、家族・本人の希望に沿った支援策を立案する。

現場への迅速な情報共有を行い、実際の支援に落とし込む。

3. 排泄用品の適切な選定とコスト管理

個々の入居者に合った排泄用品の選定と使用を統一し、効率的に管理を行う。

排泄用品の選定と使用状況の見直しを行う。

4. 職員の排泄介助スキル向上

排泄介助のスキル向上を図るため、実践的な学習会を開催し、介助の質を向上させる。

実践に基づく学習会を実施する。

排泄介助に関する学習会を定期的に実施し、職員の技術向上を目指す。

給食・栄養に対する計画

- ※ 栄養指導・・・随時行なう。
- ※ 給食委員会・・・月1回
- ※ 嗜好調査・・・年1回
- ※ 残食調査・・・毎食行ない記録し、献立に反映させていく。

行事食

- 5月・・・端午の節句
- 7月・・・七夕 土用の丑の日
- 8月・・・お盆 納涼祭
- 9月・・・敬老の日 秋分の日
- 10月・・・十五夜
- 11月・・・芋の子汁
- 12月・・・クリスマス 餅つき 年越し
- 1月・・・正月おせち料理 七草粥 鏡開き
- 2月・・・節分 バレンタインデー きりたんぼ鍋
- 3月・・・桃の節句 春分の日

- ※ 誕生者には当日の昼食時に誕生日御膳を提供する。
- ※ セレクト食は行事食に合わせて計画し、実施する。
- ※ 通所：昼食バイキング・おやつバイキングは交互に毎月実施する。
(状況に応じて変更あり)
- ※ 2F：おやつバイキング・茶話会は交互に毎月実施する。
- ※ 寿司の提供は年1回を予定。

年間行事計画

	行 事 名		行 事 名
4 月	観 桜 会 お 茶 会	1 0 月	外出行事(紅葉) 外食行事
5 月	外出行事(動物園等)	1 1 月	運動会行事 鍋 行 事
6 月	開設記念行事	1 2 月	クリスマス会 餅つき大会
7 月	七夕祭り	1 月	新 年 会
8 月	すいか割り 流しそうめん	2 月	節分行事
9 月	敬 老 会	3 月	ひな祭り

年間防災計画

月	内 容
4月	防災自主点検 月1回
5月	防災自主点検 月1回
6月	防災自主点検 月1回 避難訓練（日中訓練） 防災訓練（BCPに基づく）
7月	防災自主点検 月1回 防災訓練（BCPに基づく）
8月	防災自主点検 月1回
9月	防災自主点検 月1回 メンテナンス（消防用設備保守点検）外観機能
10月	防災自主点検 月1回 避難訓練（夜間想定訓練）
11月	防災自主点検 月1回
12月	防災自主点検 月1回
1月	防災自主点検 月1回
2月	防災自主点検 月1回
3月	防災自主点検 月1回 メンテナンス（消防用設備保守点検）総合外観機能

「令和8年度 年間事業計画表」

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
研修名	外部研修		福祉保健施設・事業者等職員新任研修 福祉保健施設・事業所の正しい書き方セミナー	認知症介護実践者研修 研修担当職員研修 作業療法士学会 理学療法士学会	指導者研修 介護従事者キャリアアップ研修	福祉保健施設・事業者等職員中堅研修	秋田県介護老人保健施設職場交流会 認知症介護実践者研修 福祉保健施設・事業者等職員中堅研修
	内部研修	各課での学習会	感染対策について 事故発生防止について	各課での学習会	高齢者虐待防止について 身体拘束廃止について	各課での学習会	非常災害時の対応について プライバシー保護の取り組みについて 職業倫理及び法令順守について 介護事業者の接遇について
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
研修名	外部研修		全国介護老人保健施設大会 ターミナルケア研修会			社会福祉施設等人材確保セミナー	遊びリレーション研修 介護従事者講座
	内部研修	各課での学習会	感染対策について 褥瘡予防について	各課での学習会	サービス向上について 事故発生防止について	各課での学習会	高齢者虐待防止について 身体拘束廃止について

※施設外研修については、オンラインでの研修をメインに受講出来るようにします。

5. グループホームひだまりの家

＜実施計画＞

ひだまりの家は、平成12年12月の開設以来、利用者様お一人おひとりの尊厳を大切に、安心して生活していただける場として地域とともに歩んでまいりました。

しかしながら、近年の介護人材の不足や利用者確保の状況など、事業運営を取り巻く環境の変化を踏まえ、当事業所は本年5月をもって事業を終了する予定となりました。

これまでご利用いただいた入居者様、ご家族様、地域の皆様のご支援に深く感謝申し上げますとともに、事業終了までの期間においても、これまで大切にしてきた理念に基づき、利用者様の生活の質を守り、安心してお過ごしいただけるよう職員一同努めてまいります。

そのため、残された期間においても次の点を基本方針として取り組みます。

1 理念に基づいたサービス提供の継続

- ①ひだまりの家の理念に立ち返り、職員一人ひとりが利用者様の立場に立った支援を行います。
- ②入居者様、ご家族様の思いを大切に、安心して生活していただけるよう丁寧な関わりを心掛けます。
- ③地域や関係機関との連携を図りながら、利用者様の生活環境の維持に努めます。
- ④業務継続計画（BCP）を踏まえ、万一の災害時にも安全を確保できるよう対応体制を整えます。

2 ケアの質の維持と振り返り

- ①日々のケアを振り返り、最後まで質の高いサービス提供を継続します。
- ②職員間で情報共有を行い、共通認識をもって利用者様への支援にあたります。
- ③利用者様やご家族様のご意向を尊重しながら、今後の生活の場についても丁寧に支援していきます。

3 職員が安心して業務に取り組める環境づくり

- ①職員同士が支え合いながら、利用者様への支援を最後まで責任をもって行います。
- ②これまで培ってきた知識や経験を共有し、今後の福祉の現場にも活かせるよう努めます。
- ③残された期間においても、職員の心身の健康に配慮しながら円滑な運営に努めます。

事業終了までの期間、入居者様が安心して生活を続けられるよう、またご家族様にも安心していただけるよう、職員一同誠意をもって取り組んでまいります。

令和 8 年度 年間防災計画

月	内 容
4 月	防災自主点検 月 1 回
5 月	防災自主点検 月 1 回

6. グループホーム ひなたの家

<実施計画>

1. ひなたの家の理念に基づく介護の実践
 - ①ひなたの家の理念の共有、浸透を図る。
 - ②理念を具体化し、日頃のケアに反映できるよう努める。
2. 職員個々の知識、技術、資質の向上を目指す。
 - ①個人の年間目標を設定、自己評価を行い個々のレベルアップを目指す。
 - ②勉強会を毎月開催し、知識、技術の習得に努める。
3. 入居者様本位の介護の実践に努める。
 - ①一人ひとりの意向や希望に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応に努める。
 - ②入居者様が安心して過ごせるよう、不適切ケアのチェックを行い対応の改善に取り組む。
 - ③地域の感染状況に応じた外出支援を行う。

<各種委員会の活動方針>

「事故発生防止委員会」

1. 事故やひやりはつとを常に防止できるように働きかけを行っていく。
 - ①毎月ひやりはつと及び事故件数の集計を行う。結果を回覧し、全員に確認してもらう。
 - ②ひやりはつと一覧表を毎日確認する。小さなことでもひやりはつとを記録してもらい、今後の事故発生予防に役立てる。
 - ③事故、ひやりはつとが発生したら、当日中に必ず対応策を検討、実施していく。
2. 事故の再発防止に努める。
 - ①毎月の会議で前月に発生した事故、ひやりはつとの対応策が行われているか再確認を必ず行う。
 - ②毎月一回、事故やヒヤリハットへの注意喚起を連絡ノートで行う。

「食事委員会」

1. 入居者様の心身の状況に合わせた食事提供を行う。
 - ①入居者様の状態に合わせた食事形態についてアセスメントを行い、本人に合った食事形態で提供を行う。
 - ②食事中の姿勢に注意し、誤嚥防止に努める。
2. 栄養状態を把握し、全量摂取ができるような取り組みを行う。
 - ①食事環境の整備を行い、楽しくおいしく食べられるよう支援する。
 - ②行事食の他、日々の食事にも工夫を行い、満足度が高まるような食事提供を行う。

「行事委員会」

1. 行事内容の企画、開催、まとめをスームズに行う。
 - ①実施内容をファイルにまとめ、申し送りが確実にできるようにする。
 - ②担当者へ担当行事について会議にて早めに周知する。
 - ③行事内容を周知したら、買い出し等の計画の周知徹底を行う。
 - ④室内の活動、食事行事の充実を図る。
 - ⑤外出・外食行事の充実を図る。

「計画作成委員会」

1. 入居者様一人一人に合ったきめ細かいプランを作成し、プラン内容の浸透を図り、入居者様のQOLの向上を目指していく。
 - ①入居者様、ご家族の要望を反映させたケアプランを作成する。
 - ②入居者様一人一人についてより多くの情報を収集し、適切な支援方法について十分な検討を行い、地域資源の活用を含め、きめ細かいプランの作成に努める。
 - ③プランの内容の浸透を図り、確実に実行できるよう働きかける。
 - ④状態変化時は、状態に合わせて随時プランの見直しを行う。

「広報委員会」

1. 広報紙「ひなたぼっこ」を作成し、認知症とひなたの家の活動について理解を深めてもらえるような内容を地域、関係各所、ご家族に発信していく。
 - ①年三回の発行を遅滞なく実施する。
 - ②一般の方が手に取って読みたいと思えるような紙面作りを行う。

「感染対策委員会」

1. 感染防止の正しい知識を習得し、予防対策について学習し、その周知徹底を図り、感染防止に努めていく。
 - ①勉強会を開催し、感染症についての知識及び予防、発生した場合の対応等を学ぶ機会を作る。
2. 感染対策の環境整備を行う。
 - ①ケア前後の手洗い、消毒
 - ②ケア時の手袋の正しい着用
 - ③トイレ使用後、ハンドソープでの手洗いを入居者様に必ず行っていただく。
 - ④調理前の手洗い、台所各所の消毒
 - ⑤手すり消毒の励行
 - ⑥適宜、換気を行う。
3. 病原体を持ち込まない
 - ①勤務前の手洗い、消毒をしっかりと行う。
 - ②マスクの正しい着用を行い、ウイルスを周囲に広げないようにする。

「環境美化委員会」

1. 環境を整えて居心地よく安全に過ごしていただけるよう努める。
 - ①居室清掃及びその他の清掃について
 - ・入居者様の席のテーブルの整理整頓の呼びかけを行う。
 - ・居室内は各担当職員が整理整頓に努めるようひなた会議等で呼びかけを行う。
 - ②コンセント清掃(6月・11月)、大掃除(8月・12月)にチェックシートを用いて各箇所と担当者を決め行う。
2. 植物に触れる機会を設け入居者様の笑顔を増やす。
 - ①5月上旬頃に野菜と花の苗を入居者様と一緒に植え、喜びを共有する。
 - ②生育の観察や収穫を楽しむ機会を作る。
3. 季節感を感じてもらえるような雰囲気づくりに努める。

余暇活動時に季節に応じた壁画の作成、書道、ちぎり絵等を取り入れ、作品を廊下や室内に展示し達成感や喜びを共有する。

「身体拘束廃止委員会」

身体拘束廃止について理解を深め、身体拘束をしない介護を実践する。

1. 身体拘束及び入居者様の行動を制限しない介護を行う。
 - ①勉強会を開催し「身体拘束廃止」について学ぶ機会を作り、その内容を周知する。
 - ②入居者様の思いをくみ取り、意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応に努める。
2. 身体拘束が発生しないよう努める。
 - ①委員会を3ヶ月に一回以上開催し、その内容を周知する。
 - ・身体拘束につながる対応がないか、尊厳のあるケアが行われているか日常のケアを点検する。

「虐待防止委員会」

1. 「不適切なケア」に注意し、虐待の発生防止に努める。
 - ①不適切なケアはどのような事なのかについて意識の統一を図り、その排除に努める。
 - ・日頃のケアについて、不適切なケアがないか各自毎月不適切ケアチェック表で振り返りを行う。
 - ・集計を行い、チェックが多い項目について会議で取り上げ、対応を検討する。
 - ・チェックが多い項目について個人面談で取り上げ、改善につなげられるようにする。
 - ②委員会を年2回以上開催し、その内容を周知する。
 - ・尊厳のあるケアが行われているか日常的ケアを点検する。

令和8年度 年間行事計画

	行 事 名		行 事 名
4 月	花見ドライブ	10月	芋 煮 会
5 月		11月	紅葉見物
6 月	バーベキュー	12月	クリスマス会 忘年会
7 月	あやめ見物 七夕行事	1 月	新年会
8 月	納涼祭 お盆行事	2 月	節分行事
9 月	敬 老 会	3 月	ひな祭り行事

令和 8年度 年間防災計画

月	内 容
4 月	防災自主点検 月 1 回
5 月	防災自主点検 月 1 回
6 月	防災自主点検 月 1 回 避難訓練（日中想定訓練） メンテナンス（消防用設備保守点検）外観機能
7 月	防災自主点検 月 1 回
8 月	防災自主点検 月 1 回
9 月	防災自主点検 月 1 回
10月	防災自主点検 月 1 回 避難訓練（夜間想定訓練） メンテナンス（消防用設備保守点検）総合外観機能
11月	防災自主点検 月 1 回
12月	防災自主点検 月 1 回
1 月	防災自主点検 月 1 回
2 月	防災自主点検 月 1 回
3 月	防災自主点検 月 1 回

「 令和8年度 年間事業計画表 」

研修・避難訓練・行事予定一覧表

研修名・場所	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	ブライバシー保護について	ひなたの家	虐待防止 成年後見制度について	ひなたの家	事故発生予防・再発防止について	ひなたの家	服務規定について	利用者の意向・満足度についての検討	ひなたの家	非常災害時の対応について	ひなたの家	事故の発生・緊急時の対応について
その他	感染症対策について	ひなたの家		ひなたの家	食中毒の発生及びヒヤリハットについて	ひなたの家			ひなたの家	減塩・食事について	ひなたの家	身体拘束廃止の取り組みについて
	運営推進会議	ひなたの家			運営推進会議	ひなたの家			運営推進会議			
避難訓練					避難訓練（昼間想定） （消防署協力）							
年間行事予定	花見ドライブ	花見ドライブ		花見ドライブ	バーベキュー		あやめ見物 七夕行事		納涼祭			敬老会

研修名・場所	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	虐待防止について	ひなたの家	感染症対策について	ひなたの家	事故発生予防・再発防止について	ひなたの家	認知症及び認知症ケアについて	ひなたの家	理念について	ひなたの家	身体拘束廃止の取り組みについて	ひなたの家
その他	成年後見制度について	ひなたの家							マニュアルの防止について	ひなたの家		
									自然災害対策について	ひなたの家		
	運営推進会議	ひなたの家			運営推進会議	ひなたの家			運営推進会議	ひなたの家		
避難訓練（夜間想定） （消防署協力）												
研修会												
クリスマス会 忘年会												
新年会												
紅葉見物												
新 年 会												
節分行事												
ひな祭り行事												

7. ショートステイ ラ・ボア・ラクテ

< 実施計画 >

1. 地域包括ケアシステム構築に向けショートステイ機能の役割を果たす。

- ①介護保険制度の趣旨に沿って、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者様の心身の機能維持・向上並びにご家族様の身体的及び精神的負担軽減を図る。
- ②各関係機関との連携・情報交換を行い、地域が求めるニーズを把握しながら共に解決できるよう、地域に開けた施設を構築する。
- ③中重度の要介護者・認知症高齢者の方々が、住み慣れた地域や自宅で自分らしい生活を最期まで続けられるようにサービスを提供する。
- ④引き続き新型コロナウイルス等の感染症に留意しながら、利用者様・ご家族様が安心して利用できるようサービスを提供する。

2. 職員が定着しキャリアアップできる職場づくりをすすめる。

- ①職員一人一人が明確なビジョン・目標を持ちながら成長できる職場にする。
- ②常に自己研鑽を図り、習得した知識や能力を現場で実践できるようにする。
- ③技能チェックリスト等を実施しながら育成、キャリアアップできるシステムを構築する。
- ④効果的なサービスが提供できるように職員一人一人が能力を発揮できる職場作りをすすめる。
- ⑤やりがいやモチベーションを維持できる職場環境を構築し、職員の定着を図る。

3. 利用者様一人一人がその人らしく過ごせる場を提供する。

- ①利用者様やご家族様が求めるニーズを的確に把握し、尊厳が守られる生活がおくれるようにする。
- ②利用者様の生活状況・心身状況を把握し、的確に介入することで統一した支援が提供できるよう多職種が共同参画する。
- ③リハビリテーション、レクリエーション活動、個別ケアを強化し、利用者様が自分らしく生活出来るよう支援することで生きがいを見いだせるようにする。
- ④建物設備、空調等を清潔・利便性・安全性の視点から保守・点検に努め、快適な生活環境を提供する。

4. 施設全体でコスト意識を持ち、経費を削減する取り組みをすすめる。

- ①取引業者の精査を行い計画的な変動費の管理を行う。また、既存の業務委託契約等に伴う固定費を含め施設全体の支出を削減する。
- ②経費の発生時には品質・機能・サービス内容等、コストパフォーマンスを十分考える。同時に経費削減に伴うモラルダウンに十分配慮し検討・実施する。
- ③電気・ガス・水道の使用量管理を徹底し、使用量削減に向けた取り組みを啓発することで水道光熱費を削減する。
- ④職員一人一人のコスト意識を高め、経営の安定化を図るため、年1回研修会を実施する。

5. 防災意識の向上と防災対策の充実化を推進する。

- ①防災用品の定期的な点検と管理を行い、有事の際には迅速で安全な対応ができるようにする。
- ②地域の消防署の協力を得ながら年2回の防災訓練を実施する。また緊急連絡網を適宜整備し、防災訓練と同時期に緊急連絡の訓練を実施する。
- ③必要に応じてマニュアルを見直し、災害発生時に取るべき行動指針を整備し職員一人一人に周知する。

<各種委員会の活動方針>

「事故発生防止委員会」

1. 介護・医療事故の未然防止と、個々のリスクマネジメントから状態にあった質の高い介護・医療体制の確立
 - ①月1回の会議及び委員長の判断による臨時会の開催
 - ・各月の事故及びヒヤリ・ハットの収集、分析、再発防止策の検討・策定、防止策の実施・防止策実施後の定期的な評価
 - ・事故発生防止のための備品(センサー等)の動作確認・必要数の把握と確保
 - ②年2回「事故発生防止の為の研修」の実施
 - ・新規採用者には、その都度「事故発生防止の為の研修」を実施
 - ・緊急時発生の対応を周知する(応急処置・対応手順)
 - ③外部研修(オンライン研修など)への参加
 - ・事故発生後の対応やリスクマネジメント等の研修へ参加
 - ・外部研修参加後は施設内での伝達講習を実施する
2. 必要に応じて紛争対応チームを発足する
 - ①管理者の命を受け調査・審議し、対応策を検討すると共に実際の紛争対応を行う。
紛争対応チームの調査・審議の結果、紛争対応結果については管理者に報告する。

「身体拘束廃止委員会」

1. 施設において、身体拘束の廃止に向けて取り組む。
 - ①不適切なケアによる身体拘束を未然に防止する。
 - ・物理的な因子だけでなく、心理的な因子にも留意し、不適切なケアの排除をする。
(例：スピーチロック、フィジカルロック、ドラッグロック)
 - ・不適切な言動に留意し、適切なケアに努める。
 - ②緊急時、やむを得なく身体拘束を行う場合は、1～2週間の定期カンファレンスを開催し、身体拘束の解除に向け、積極的な取り組みを行う。
 - ・ご利用者の安全の確保と尊厳を保持し、身体拘束ゼロの介護を目指す。
 - ③施設内外の研修を通して、身体拘束廃止の理解を深め、知識の習得を図る。
 - ・年2回「身体拘束廃止の為の研修」を実施する。
 - ・新規採用者にはその都度「身体拘束廃止の為の研修」を実施し、施設において不必要な身体拘束を廃止する。
 - ・外部研修(オンライン研修を含む)への参加・施設内伝達講習を実施。

「高齢者虐待防止委員会」

1. 施設内外において高齢者虐待の防止に取り組む。
 - ①施設内においての不適切なケアによる虐待行為を防止する。
 - ・身体的虐待・心理的虐待につながる行為を理解し、早期発見と予防に努める。
 - ・職員のストレスの把握と緩和に努める。
 - ②虐待発見時の対応を迅速に実施する。
 - ・施設内での職員や家族による虐待の早期発見
 - ・送迎時や自宅訪問時の家族などによる虐待の早期発見
 - ③施設内外の研修を通して、職員の知識の習得・虐待についての理解を深める。

- ・年2回「高齢者虐待防止の研修」を実施
- ・外部研修(オンライン研修を含む)への参加・施設内伝達講習の実施

「感染対策委員会」

1. 施設内で発生しやすい感染症について理解し、感染症発生の防止、感染症の拡大防止に努める。
 - ①月1回委員会を開催（必要時は臨時会議開催）。
 - ・各フロアの感染予防対策の現状を報告し、フロア毎の対策を検討していく。
 - ・施設内で感染症が発生した際の対応を把握し、職員全体に周知徹底する。
 - ・感染の予防行動について啓発を行い、職員へ感染に対する意識付けを行い感染防止対策に努める。
 - ②感染症が発生した場合、速やかに感染症対策を実行し、感染拡大防止に努める。
 - ・クラスター終息後振り返りを行い、再発予防に努める。
 - ③感染症の対応マニュアルを見直し、施設内の状況に合わせ随時改定を行う。
 - ④年1回感染症対策についての勉強会を実施し情報を共有する。
 - ・勉強会の内容については、前年度行ったコロナクラスター発生時初動訓練を実施する。
 - ・情報の周知を目指し、経験の少ない職員が優先的に勉強会へ参加できるようにする。
 - ・ガウンテクニックのチェックを年1回以上全職員へ実施、新入職者に対しては入職後に実施する。

「褥瘡対策委員会」

1. 個々のADLと全身状態を把握し、正しいポジショニングを行うことで、褥瘡予防に努める。
 - ①月1回委員会を開催。
 - ・利用者のADLを情報共有し、より効果的なケアを実施する。
 - ・ベットマットが適切か評価し検討する。
 - ②個別的なケアを提供するとともに、結果を評価し褥瘡を予防する。
2. 褥瘡がある新規利用者様や現在治療中の利用者様に対しては、悪化を予防し改善に努める。
 - ①ADLや排泄状況など個別的なケアを委員会で共有し、対策を考えケアを実践する。
 - ②結果を評価し分析する。

「行事委員会」

1. 感染状況に応じて行事を検討しつつ、施設内外で季節を楽しむ事の出来る行事や、日常生活の中で心も体も健康に保つことの出来る行事を行う。そして施設での生活を楽しみ、時には非日常を味わえるような余暇活動を充実させる。その中で、利用者様同士や職員との関係性作りにも繋げていく。
 - ①利用者様とご家族様が交流できるような行事を行うのは厳しい状況であるので、写真等で利用者様が行事を楽しんでいる様子を少しでもご家族様に伝えられるよう工夫していく。
 - ②安全と体調に配慮し、利用者様の状態や希望に合わせた行事を企画し実施する。
 - ③感染状況によって、地域の慰問活動をしている方々に公演依頼し利用者様の楽しみに繋げていく。
 - ④コロナ、インフルエンザなどの感染状況の理由で、予定していた行事が行うことが出来ない場合は、直ちに中止と決定するのではなく延期を検討して調整した案を感染対策のもと行う。それでも難しい場合は、次の年に開催する等の配慮をする。
 - ⑤実施した行事を評価し、改善点など明確にする。クオリティーを上げ、楽しんで頂ける内容を考えて行く。

「広報委員会」

1. 広報誌やホームページなどを通して施設の情報発信を行い、利用者様のご家族様をはじめ地域の方や外部の多くの方々に施設内での様子や施設の行事等を広く知っていただくことを目的とし活動する。
 - ①行事の様子のポスターを各フロアと正面玄関へ貼り出し、感染対策の為なかなかお会いできないご家族様や関係者の方に、施設内での活動や様子を知っていただき、楽しく安心して利用できる環境である事を発信していく。
 - ②実施済みの行事を掲載した広報誌を3ヶ月に1回のペースで発行し、利用されている方だけでなく、これから利用を考えている方々にも、施設内の様子を知り興味を持っていただくことと、短期利用者の方がまた利用したいと思っていただけるような内容の情報発信を行う。
 - ③ホームページ上に行事や取り組みなどを定期的に掲載することにより、幅広い範囲の方へ向けて施設の情報発信を行い、認知度を向上させ興味・関心を持っていただく。

「給食改善検討委員会」

1. 日頃の食事や行事食を充実させ、利用者様に季節感を感じていただき、食を通して日常に楽しみや刺激を与えられるよう取り組んでいく。また、各職員で連携し、普段の食事の様子、利用者様からの声をもとに話し合いを行い、食環境の整備・より良い食事の提供に努めていく。
 - ①利用者様の嗜好や栄養に配慮し、改善が必要なこと、新たな取り組みについて話し合い、委託業者と共有し協力しながら安心安全で利用者様の声を反映した食事の提供を目指していく。
 - ②新規利用者様の摂食状況の観察、長期利用者様の状態変化による食事形態の見直し、個人対応の実施を他職種と連携して行い、食環境の整備に努めていく。
 - ③コロナ禍で利用者様が外出できない状態にあるため、利用者様の日々の刺激となるような行事食、レクリエーションに取り組んでいく。
※レクリエーションについては、感染状況を鑑みてやり方や進め方を各職員と相談し決める。
 - ④誤配膳・誤形態・食器の汚れについて、施設栄養士と委託業者で協力し合い、ダブルチェックを徹底しミスを防ぐよう努めていく。
 - ⑤完調品について、味や状態が悪いものは委託業者に伝え、できる範囲で改善を求めていく。
2. 検食や職員食(利用者様と同じ)を食べ、改善が必要なメニュー(味)又は食材について話し合い、利用者様が食べやすい食事・味を目指す。
 - ①改善が必要なメニュー(味)は委託業者と相談し、調整または変更をしてもらう。
 - ②検食の所見を確認し、委託業者に伝える。改善が必要なところは改善や工夫をできる限りの範囲で求める。
3. 委託業者のミスについて、委託業者内で解決策を考え改善報告書を提出してもらう。
また、委託業者の業務改善について、協力できるところはしていく。
 - ①改善報告書は、再度同じようなことが起きないように明確に記入してもらう。
 - ②業務改善については、必要に応じて施設側の日々の業務の時間変更や、配膳・下膳のやり方を変更する等の、利用者様のご迷惑にならない形で協力できるところはしていく。

「家庭介護者教室運営委員会」

1. 超高齢化社会の中で、在宅介護は避けられない大きな問題となっている。家族であるがゆえの我慢や無理が生じ、悩みやトラブルで生活がままならない事が増えていくのではないかと懸念される。その中で、家庭での介護に役立つような情報を発信して行くよう努める。
 - ①自宅での介護における不安・悩みを共有すると共に、日常生活に必要な介護知識や技術の情報を提供していく。コロナウイルス等の感染状況により、主介護者の悩みや負担軽減に役立てる教室の開催やリーフレットの作成を年間1~2回行っていく。
 - ②教室実施後は、アンケートを取り集計結果及びテーマの内容を評価し、不安なく家庭介護ができるよう質の向上に努めることで、施設の地域貢献の役割を果たす。
 - ③現在のラポアラクテを知ってもらうため、施設紹介のポスターの更新を行う。

「安全衛生管理委員会」

1. 労働安全衛生法等の関係法令及び就業規則等を遵守し、職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成に向け取り組みます。
 - ①安全衛生管理計画書を作成し、全ての職員が丸となって安全衛生管理に努めます。
 - ②偶数月の第3水曜日に委員会を定期開催します。
 - ③リスクアセスメントを実施し、必要な対策を講じて、安全で快適な職場づくりを目指します。
 - ④職員とのコミュニケーションを図り、全員参加の安全衛生活動を実行します。
 - ⑤メンタルヘルスケアについての理解を深め、ストレスチェック等の手法を用いながらラインケアとセルフケアの両面から精神的なケアを行うことができるようにします。
 - ⑥定期健康診断について100%の受診を目指します。
 - ⑦安全・健康・快適に働ける職場環境を維持・向上させるため、必要な資源を投資し、効果的な改善を継続的に実施します。
 - ⑧衛生推進者を選任し、職員の健康障害防止や健康保持増進のための措置、衛生教育の実施、労働災害の原因調査と再発防止対策などを行います。

「生産性向上委員会」

1. 目的

現場の業務負担軽減と質の高いケアの両立を目指し、業務の「見える化」と「標準化」を推進する。電子カルテ等のICTツールを効果的に活用することで、情報の記録・共有にかかる時間を削減し、利用者と向き合う時間を最大化させる。

2. 基本方針

- ①偶数月に委員会を開催（必要時は臨時会議開催）。
 - ・各フロアの業務の現状を報告し、フロア毎に発生している「無駄な作業」や「重複業務」の対策を検討していく。
 - ・業務改善（生産性向上）の取り組みを職員全体に周知徹底し、現場の意見を吸い上げる体制を構築する。
 - ・改善行動についての啓発を行い、職員へ生産性向上に対する意識付けを行い、負担軽減に向けた対策に努める。

②課題発生時の対応と改善

- 業務効率を阻害する要因（機器の不具合やフローの混乱）が発生した場合、速やかに改善策を実行し、業務の停滞を防止する。
- 取り組みの区切りで振り返りを行い、さらなる効率化に向けた再発予防や改善に努める。

③業務マニュアルの整備と見直し

- 現場の状況に合わせ、誰がやっても同じ時間・質で仕事ができるよう、業務マニュアルを随時改定する。

④年1回 生産性向上についての勉強会を実施し情報を共有する。

- 勉強会の内容は、職員のアンケート等を活用して「学びたい改善手法」を把握し、次回の内容に反映させる。
- 経験の少ない職員が優先的に参加し、効率的な働き方を早期に習得できる環境を整える。

給食・栄養に対する計画

※栄養に関するアドバイス・・・随時行う。

※給食委員会・・・月1回 第4月曜日

※嗜好調査・・・アンケート式調査は年2回の実施。日頃の生活の中で出た声を情報共有していく。

※残食調査・・・食事チェック表や、食事風景を参考に調べる。検食の所見の確認。
委託業者に残食を量って記録してもらう(3食)。

行事食(コロナウイルスの状況をみて実施)

4月・・・花見行事

5月・・・お茶会、端午の節句、母の日行事

6月・・・ラ・ボア・ラクテ開設記念行事、父の日行事

7月・・・七夕、夏祭り、土用の丑の日

8月・・・お盆、スイカ割り

9月・・・敬老の日、十五夜

10月・・・十三夜、バーベキュー、ハロウィン

11月・・・運動会

12月・・・握り寿司、クリスマス、餅つき、年越しそば、冬至

1月・・・正月おせち弁当、七草粥、鏡開き、小正月

2月・・・節分、バレンタイン行事

3月・・・ひな祭り、ホワイトデー行事

※四季の行事食を充実させ、丼ものや、麺も献立に取り入れていく。

マンネリ化しないよう、委託業者と相談しながら考えていく。

完調品について、利用者様や職員の声を聞き、委託業者と相談しながら改善できるところは改善していく。

※行事を反映させたおやつを提供やレクリエーションの実施にも取り組んでいく。

※お食事だよりを毎月発行し、ご家族様や利用者様に施設での食事を発信していく。

行事食は、写真を大きくし特別感を出す。

※寿司行事 年1回(コンパスグループ・ジャパン(株)様と話し合いながら)

刺身 年1回(大晦日に提供)

年間行事計画

	行 事 名		行 事 名
4 月	桜レクリエーション 外出行事(花見)	1 0 月	ハロウィン
5 月	お茶会 外出行事(動物園)	1 1 月	外出行事(紅葉) 運動会
6 月	開設記念行事	1 2 月	冬レクリエーション クリスマス会
7 月	夏祭り 竿燈慰問	1 月	新年会
8 月	花火	2 月	節分行事 バレンタインデー
9 月	敬老会	3 月	ひな祭り ホワイトデー

年間防災計画

月	内 容
4 月	防災自主点検 月 1 回 猿田興業による総合点検
5 月	防災自主点検 月 1 回
6 月	防災自主点検 月 1 回 避難訓練（夜間想定訓練）
7 月	防災自主点検 月 1 回
8 月	防災自主点検 月 1 回
9 月	防災自主点検 月 1 回
1 0 月	防災自主点検 月 1 回 避難訓練（日中想定訓練）
1 1 月	防災自主点検 月 1 回 猿田興業による機器点検
1 2 月	防災自主点検 月 1 回
1 月	防災自主点検 月 1 回
2 月	防災自主点検 月 1 回
3 月	防災自主点検 月 1 回

「 令和8年度 年間事業計画表 」

研修・避難訓練・行事予定一覧表

研修名・場所	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	新入職員研修	内部研修	食中毒発生予防・対策研修	内部研修	キャリアパス対応 生産研修課程 (チームリーダー コース)	秋田市	キャリアパス対応 生産研修課程(中 堅職員コース)	秋田市	キャリアパス対応 生産研修課程(初 任者コース)	秋田市	福祉保健施設・事 業者等事務職員研 修	秋田市
研修名・場所	事業計画について	内部研修	高齢者看護、救急 救命について	内部研修							虐待・ハラスメン ト防止研修	秋田市
	安全衛生について	内部研修			調理技術研修	秋田市	キャリアパス対応 生産研修課程(管 理職員コース)	秋田市	施設給食担当職員 研修	秋田市	救急救命研修	内部研修
							介護従事者講座 「介護記録の理解 と実践」	秋田市	コスト意識、法令 遵守について	内部研修		
							高齢者虐待防止・ 身体拘束廃止研修	内部研修				
					避難訓練(夜間想定) (消防署協力)							
避難訓練	桜レクリエーション 外出行事(花見)		お茶会 外出行事(動物園)		開設記念行事		夏祭り 卒園懇親会		花火		敬老会	
年間行事予定												

研修名・場所	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	研修担当職員研修	秋田市	福祉保健施設・事 業者等看護職員研 修	秋田市	認知症介護基礎研 修	秋田市	事故発生等緊急時 対応研修	内部研修	メンタルヘルスケア について	内部研修	ターミナルケア研 修	内部研修
研修名・場所	メンタルヘルス研 修	秋田市			身体拘束廃止研修	内部研修	腰痛予防勉強会	内部研修				
	事故発生予防・再 発予防研修	内部研修	施設等相談援助職 員研修	秋田市								
			OJTリーダー研修	秋田市								
			感染症予防対策研 修	内部研修								
避難訓練(日中想定)	ハロウィン		外出行事(紅葉) 運動会		冬レクリエーション クリスマス会		新年会		節分行事 パレンティンデー		ひな祭り ホワイトデー	
年間行事予定												

8. りんごの里福寿園居宅介護支援センター

< 実施計画 >

1. スキルアップのために積極的に行動して個々の強みを生かし高め合うチームを目指す。
 - ①情報通信技術を活用して定常業務の効率化を行い、訪問やサービス事業との連携に充てる時間を多く持つ事でサービスの質の向上を目指す。
 - ②ご利用者ご家族がセルフマネジメント能力を意識して日常生活を送れるような助言を行う。
 - ③再度、生産性向上について意識し、少人数でも対応可能な業務体制を構築する。
2. 持続可能な事業所体制の整備を行う。
 - ①属人化防止のためマニュアル整備を行う。
 - ②各職員が連携し、互いの業務を補完しながら、安定した業務体制の整備に努める。

令和8年度年間事業計画

4月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.新年度 個人目標設定	10月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.研修:ヤングケアラー支援等研修〔2名〕 3.研修会の開催
5月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.研修:介護支援専門員研修	11月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.研修:主任介護支援専門員更新研修
6月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.利用者満足度調査の実施 3.研修講師の受託	12月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.検診:職員健康診断 3.研修:介護支援専門員研修
7月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.研修講師の受託	1月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.介護情報サービスの公表準備
8月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.研修講師の受託	2月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催)
9月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催) 2.新年度 個人目標設定達成状況確認	3月	1.研修:事業所内研修(毎週1回開催)

※コロナ禍であるため、外部研修についてはオンラインの研修をメインに受講出来るようにします。

9. りんごの里くらしのサポートセンター

1. 「住まい・生活支援事業」（主に安否確認）を継続して行います。また「法人で行う地域支援活動」についても継続して活動をしていきます。

「住まい・生活支援事業」

①見守り・安否確認について

- ・生活支援の一つとして、安否確認事業を継続していきます。
- ・関係機関と連携しながら、利用登録者を増やしていきたい。

②住まいについて

- ・横手市居住支援協議会と連携しながら、問合せに都度適宜対応していく。

「地域支援活動」

住民主体による活動の「つどいの和 りんりん」への送迎や諸準備など後方支援を継続して行います。また、「りんりん」以外での地元地域での活動の幅を広げていきたい。

【主な活動内容】

- ①専門講座等の実施
- ②法人資源の活用（法人の車両等）
- ③「つどいの和 りんりん」の送迎補助
- ④ボランティア活動（地域のクリーンアップ活動など）

地域の実情に合わせた活動をしていく。一人暮らしの方が可能な限り住み慣れた自宅で過ごせるようどんな困りごとがあるのか、何があれば生活を継続できるのかを把握する。